

2002年1月20日

「新・生物多様性国家戦略」(案)に関する意見

大台ヶ原・大峰の自然を守る会
会長 田村 義彦

「新・生物多様性国家戦略骨子(事務局案)」は全体に、わが国の山岳自然公園などの亜高山帯、高山帯における環境破壊・行政が施設整備の名で行う土木工事による破壊、入山者のオーバーユースによる自然破壊、この結果としての動植物の生息環境の攪乱、破壊の視点が完全に欠落しており、「里地里山」に視点が集中(偏在)しているのが最大の欠陥である。

「見直しに際しての3つの柱 5つの重点施策」の(2)に「里地里山問題など多面的な価値を有する空間」という記述があるが、生物多様性の「多面的価値」は生態学的にみて、里山の二次林よりも原生林の方がはるかに高いのは常識であろう。その原生林地帯がいま、第1部第1節1.「第1の危機」「人間活動ないし開発に伴う影響」で危機に瀕しているのであるから、当然記載されて然るべきである。

第3部第2節1.(1)に「奥山自然地域」「原生的森林」の文字が唯一見られるがここ1箇所には過ぎず、戦略全体は「里山」に傾斜し過ぎている。

第4節2.は「森林・植生」「里地里山」「陸水域・浅海域」「島嶼地域」「都市地域」と項目分類をしているが、このカテゴリでいけば、「森林・植生」は当然「奥山・原生林」というべきであり、その現状を書くべきである。

では、その山岳地帯における原生的生態系破壊の現状として、大台ヶ原の実情を要約して述べる。

吉野熊野国立公園大台ヶ原地区は自然公園法による特別保護地区と鳥獣保護法による国設鳥獣保護区特別保護地区の二重の最高の保護規制がかかっているにも拘わらず、年間30万人の観光客とマイカー、観光バスの無原則的入山によって原生的自然の動植物は破滅的な被害を受け、トウヒ林は衰退枯死し、鹿は病んでいる。

ところが国は、トウヒ林枯死の罪を無辜の鹿にかぶせて「生物多様性維持」の美名の下に殺すことを決めた。学問的定義が定かでない「生物多様性」が、行政目的のために恣意的に使われた実例である。

更に国は観光客の踏圧を口実に1億6千万円の税金を投じて、巨大な木道

空中回廊 をめぐらして更なる自然破壊を重ね、世の批判を浴びた。

1974・75年に大台ヶ原の原生林814ヘクタールが22億の全額国費で買い上げられた理由は「原生林が、人間の活動によって影響を受けていない極相か、あるいはそれに近い原生的状態であって、買い上げなければ保護の徹底がはかれない」からであった。386種の植物と、わが国に棲息するすべての動物が棲息している。その原生林から近年カモシカ、熊の姿を見かけなくなり、ブナの稚樹も育っていない。「人間の過剰な活動」によって原生林は危機に瀕している。

「新・生物多様性国家戦略」に「保全の対策」として記載されるべき事項は、

- (1) 直ちに、マイカー・観光バスの乗り入れ規制を行い、入山者数を環境容量内に制限する。
- (2) 山岳自然公園は国民の共有財産であり、利用者負担が原則である。観光客から入山料金を徴収し維持管理にあてる。トイレは有料化する。
- (3) 入山者を口実にした施設整備工事は更なる自然破壊を招き、本末転倒である。デリケートな山岳地帯の実情に即した注意深い修復工事にとどめる。国は箱物の高額予算しか考えないので、小規模の修復費用には入山料金をあてる。
- (4) 国は許認可業務に追われている。市民が参加した官民一体の公園管理委員会を作り、入山料金徴収など緻密な維持管理にあたる。
- (5) もはや、自然公園法に山岳地帯の生態系保護は期待できない。自然保護法を制定し、自然環境保全法、自然公園法を改正する。

以上